

県証紙はりつけ欄
新規 35,000 円
更新 30,000 円
(消印してはならない)

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

兵 庫 県 知 事 殿

申請者 住所 (法人にあっては、主たる営業所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日生

電話 () -

登録の種類	新規・更新	※登録番号	第 号
		※登録年月日	年 月 日
役員 (業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者) の氏名及び役名			
氏 名	役員 (常勤・非常勤)	氏 名	役名 (常勤・非常勤)
申請時において既に受けている登録		第 号 (年 月 日登録)	

営業区域の数	営業区域に係る 市 町 名		主たる営業区域 に係る市町名	
営 業 所		浄 化 槽 管 理 士		浄化槽管理士が専任 する営業区域に係る 市町名
名 称	所 在 地 電 話 番 号	氏 名	免 状 の 交 付 番 号	
他の都道府県知事及び保健所を設置する市の長の登録状況				
都道府県又は市名	登 録 番 号	登 録 年 月 日		

注1 ※の欄は、記入しないでください。

2 『主たる営業区域に係る市町名』の欄は、保健所を設置する市の区域内に主たる営業所を設置する場合のみ記入してください。

3 『浄化槽管理士』及び『浄化槽管理士が専任する営業区域に係る市町名』の欄は、『営業所』の欄の営業所の区分に応じ、それぞれ記入してください。

4 不要の部分は、斜線を引いてください。

誓約書

年 月 日

兵庫県知事殿

申請者 住 所（法人にあつては、主たる営業所の所在地）

.....
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
印

申請者は、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条

第1項第1号から第6号までの欠格事由に該当しないことを

誓約します。

様式第 3 号（第 5 条関係）

営業所の名称		
器具の名称及び数		
器具の名称	型式	数
温度計		
透視度計		
水素イオン濃度指数測定器具		
溶存酸素濃度測定器具		
汚泥沈でん試験器具		
残留塩素測定器具		
亜硝酸性窒素測定器具		
スカム及び汚泥厚測定器具		
汚泥採取用器具		
携帯用顕微鏡		
自吸式ポンプ		
携帯用換気ファン		
携帯用照明器具		
水準器		

注 この様式は、営業所ごとに作成してください。

申請者（本人・法定代理人・法人の役員）の略歴書			
住 所	電話（ ） -		
氏 名		生年月日	年 月 日生
職 名		最終学歴	
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
行 政 処 分 等	年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名 ㊟			

注1 『本人・法定代理人・法人の役員』については、該当事項を○で囲んでください。

2 『行政処分等』の欄は、法若しくは法に基づく処分若しくは条例若しくは条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は法若しくは条例に基づく処分を受けた者についてのみ記入してください。

様式第 5 号 (第 5 条、第 9 条関係)

浄化槽管理士の略歴書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生
職 名		最終学歴	
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			
印			

営業区域における浄化槽の設置基数が少ない等の判断基準

条例第10条第2項ただし書の判断基準は、概ね次の表の補正值の合計の数字が600以下をもって設置基数が少ない等として取り扱うことができるものとする。

	処理対象人員	保守点検（予定）基数①	補正係数②	補正值③
単 独 処 理	5人～20人		1.0	
	21人～300人		2.5	
	301人～500人		6.0	
	501人以上			
合 併 処 理	5人～50人		1.5	
	51人～200人		7.0	
	201人～500人		20.0	
	501人以上			
	合 計		—	

注 1. 単独処理とは、し尿のみ処理する浄化槽をいい、合併処理とは、し尿及び雑排水を処理する浄化槽をいう。

注 2. この表は、浄化槽管理士ごとに作成すること。

注 3. 補正係数は、当該浄化槽の作業員及び保守点検回数が通常の状態と著しく異なる場合には変更することができる。

注 4. 処理対象人員が501人を超える浄化槽については、当該浄化槽ごとの作業量及び保守点検回数によって補正係数を定めるものとする。

浄化槽清掃業者との業務に関する提携に係る申立書

私は、市町を浄化槽保守点検業に係る営業区域といたく下記の市町の総ての浄化槽清掃業者に業務に関する提携を申し入れましたが、総ての浄化槽清掃業者に生活環境の保全及び公衆衛生の向上に全く関係のない事由によって提携を拒否されました。

しかし、別添のとおり、私が市町を営業区域とすることは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、必要であり、浄化槽の保守点検の結果、浄化槽の清掃が必要な場合には、当該浄化槽管理者及び浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に通知することはもちろん、今後とも浄化槽清掃業者との業務の提携について格段の努力を致しますので、市町を営業区域として登録していただきたく規則第4条第2項の規定に基づき申し立てします。

記

浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び代表者の氏名	住所 (電話番号)	許可番号	拒否の事由

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿

住所

氏名

Ⓔ

- 添付書類
1. 浄化槽管理者の副申書
 2. 市町の意見書（単独処理を含む場合）
 3. その他

浄化槽清掃業者との業務に関する提携書

申請者 (以下、「甲」という。) 及び浄化槽清掃業者

(以下、「乙」という。) は、下記の市又は町における浄化槽の管理について、業務に関する提携を行い、甲が浄化槽保守点検を行った浄化槽につき、浄化槽の清掃が必要な場合には、甲は乙に必要な指示を行い、乙は甲の指示に従って浄化槽の清掃を浄化槽の技術上の基準に従って行い、乙は甲に報告する。

記

提携を結ぶ市町名

.....

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

雇 用 証 明 書

下記の者は、私（当社）の従業員（常任役員）であることを証明します。

記

従 業 員 名

雇用開始年月日

平成 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所

氏 名

※雇用証明の証として、健康保険被保険者証の写を添付すること。

事業計画書

住所

氏名

1 保守点検を行う予定の浄化槽

営業区域にかかる 市 町 名							
単 独 処 理	※5人～20人						
	21人～300人						
	301人～500人						
	501人以上						
合 併 処 理	5人～50人						
	51人～200人						
	201人～500人						
	501人以上						

※処理対象人員

2 浄化槽管理士の担当する浄化槽

(1) (浄化槽管理士名)

営業区域にかかる 市 町 名										
処理対象区分		担当基数	補正係数	補正值	担当基数	補正係数	補正值	担当基数	補正係数	補正值
単 独 処 理	※5人～20人		1.0			1.0			1.0	
	21人～300人		2.5			2.5			2.5	
	301人～500人		6.0			6.0			6.0	
	501人以上									
合 併 処 理	5人～50人		1.5			1.5			1.5	
	51人～200人		7.0			7.0			7.0	
	201人～500人		20.0			20.0			20.0	
	501人以上									
合 計			—			—			—	

補正係数及び補正值は別紙1に準ずること

(2) (浄化槽管理士名)

営業区域にかかる 市 町 名										
処理対象区分		担当基数	補正係数	補正值	担当基数	補正係数	補正值	担当基数	補正係数	補正值
単 独 処 理	※5人～20人		1.0			1.0			1.0	
	21人～300人		2.5			2.5			2.5	
	301人～500人		6.0			6.0			6.0	
	501人以上									
合 併 処 理	5人～50人		1.5			1.5			1.5	
	51人～200人		7.0			7.0			7.0	
	201人～500人		20.0			20.0			20.0	
	501人以上									
合 計			—			—			—	

補正係数及び補正值は別紙1に準ずること

兵庫県保守点検業登録申請書関係書類

～処理対象人員 501 人以上の場合の補正值算出表～

施 設 名					合 計
基礎係数	単独処理=24 合併処理=30	(A)			
設計汚水量 ($Q_1 m^3 / 日$) による加算 (B) = $(Q_1 - a) \times 0.026$ 単独処理 a= 25 合併処理 a=100		Q_1			
		(B)			
高度処理等による係数 (C) =1~1.2 接 触 酸 化 1.1 高度処理なし 1		(C)			
保守点検回数 (回/週) 3000 人以下 (D) =2 以上 3001 人以上 (D) =6 以上		(D)			
補正值 = { (A) + (B) } × (C) × (D)					
当該浄化槽管理士以外の技術管理者 が保守点検を行う場合 (E) = $C \div (c + d)$ c : 浄化槽管理士が保守 点検を行う時間 d : 技術管理者が保守点 検を行う時間		(E)			
補正值 = { (A) + (B) } × (C) × (D) × (E)					

※(1) 管理士ごと、施設ごとに作成してください。

(2) 事業計画に記載されている 501 人以上の基数と合致させてください。

浄化槽管理委託契約書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と
(以下「丙」という。)とは、甲の浄化槽の保守点検及び清掃並びに検査につ
いて、次の条項により契約を締結し、信義に従って、これを履行するものとする。

(浄化槽の場所等)

第1条 この契約により、乙が保守点検を、丙が清掃を行う場所等は、次のとおりとする。

- (1) 場 所
(2) 浄化槽の種類 単独 合併 方式
(3) 浄化槽の能力 人槽 (m³/日)

(乙及び丙の指導)

第2条 乙及び丙は、甲に対し、次に掲げる事項について必要な指導及び代行を行うものとする。

- (1) 浄化槽の適正な使用方法についての指導
(2) 浄化槽法第11条検査の申込についての代行

(作業の実施及び回数)

第3条 乙は、作業の実施に当たっては法令を遵守し、次の浄化槽管理士を派遣して、年 回保守点検作業
を行うものとする。

浄化槽管理士 氏 名		浄化槽管理士 免状番号	
住 所			

2 丙は、作業の実施に当たっては法令を遵守し、年1回 6ヶ月に1回 浄化槽の清掃作業を行うほか、甲又
は乙の指示により必要に応じてこれを行うこととする。

(委託料等)

第4条 管理委託料等は年額 円とし、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 保守点検料 円× 回 年額 円
(2) 清 掃 料 円× 回 年額 円
(3) 市町終末処理場投入料 円× 回 年額 円
(4) 11条検査料(消費税不要) 年額 円

- 2 修理等の必要が生じたときの料金は、甲及び乙で協議のうえ別に定める。
3 委託料の支払方法は、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。
4 前条第2項の規定により甲又は乙の指示により行う場合の料金は、甲及び丙で協議のうえ別に定める。
5 11条検査料は、乙が甲に代わって(社)兵庫県水質保全センターに払込む。
6 天災又は甲の責に帰すべき事由によって生じた作業経費は、その作業毎に甲が乙又は丙に支払うものとする。

(損害賠償)

- 第5条 乙が行う業務上の行為により甲に損害を与えた場合は、不可抗力によるもののほか、乙は甲に対し、弁償の責に任ずるものとする。
- 2 丙が行う業務上の行為により甲に損害を与えた場合は、不可抗力によるもののほか、丙は甲に対し、弁償の責に任ずるものとする。

(契約の解除)

- 第6条 甲は、乙又は丙が正当な理由なくこの契約を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙又は丙は、その解約によって生じた甲の損害に対し、誠意をもって賠償しなければならない。
- 2 甲は、この契約に係る浄化槽を第三者に譲渡した場合は、保守点検作業を乙に、清掃作業を丙に委託させるよう努力するものとする。

(契約の期間)

- 第7条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 2 この契約の失効の日までに、甲、乙又は丙から失効する旨の申入れがないときは、契約は更新されたものとする。
- 3 この契約の更新期間は、1年とし、次の更新には前項の規定を準用する。

(協議事項等)

- 第8条 この契約書に規定する事項に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議のうえ、処理するものとする。
- 2 この契約締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

設置者 甲 住所
氏名

保守点検業者 乙 住所
氏名

清掃業者 丙 住所
氏名

条例第11条第3項の実施の方法に関する書面

浄化槽保守点検業者（以下「甲」という。）は、浄化槽の保守点検に関する契約を行う場合、指定検査機関（以下「乙」という。）と法第11条検査について一括して契約を結ぶよう努力する。

乙は、甲が契約した浄化槽について、甲の浄化槽の保守点検の回数及び時期を尊重し、浄化槽管理者と協議して定めた時期に法第11条検査を実施するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所

氏 名 ⑩

乙 住 所

氏 名 ⑩

様式第 12 号（第 17 条関係）

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
営業区域に係る市町名	
浄化槽管理士の氏名及び免状の交付番号	専任する営業区域に係る市町名

40 センチメートル以上

40
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上